（変更後）
(イ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二―一
(ロ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　長崎事務所
長崎県長崎市中町一―二十五　ＭＪＭ中町ビル二階
(ハ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三
(ニ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　中国事務所
広島県広島市中区本通六―十一　明治安田生命広島本通ビル七階
(ホ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　沖縄事務所
沖縄県那覇市泊三―一―八　ＪＥＩＳ沖縄ビル一階
(ヘ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目四十六番地
(ト) 変更年月日　平成三十年四月一日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成三十年四月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社小型船舶免許センター
(二) 代表者の氏名
（変更前）佐藤　麻貴
（変更後）福田　知子
(三) 変更年月日　平成三十年一月十八日
二(一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本
(二) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
（変更前）
(イ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二―一
(ロ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　長崎事務所
長崎県長崎市中町一―二十五　ＭＪＭ中町ビル二階
(ハ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三
(ニ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　中国事務所
広島県広島市中区本通六―十一　明治安田生命広島本通ビル七階
(ホ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　沖縄事務所
沖縄県那覇市泊三―一―八　ＪＥＩＳ沖縄ビル一階
(ヘ) 株式会社日本船舶職員養成協会西日本　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目四十六番地
(ト) 変更年月日　平成三十年四月一日

登録船舶職員養成事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の七の規定により登録船舶職員養成事務の一部を休止する旨の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成三十年四月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　独立行政法人海技教育機構
(二) 休止する登録船舶職員養成施設の種類
六級海技士（航海）第一種養成施設
六級海技士（航海）第二種養成施設
(三) 休止期間
自　平成三十年四月一日
至　平成三十一年三月三十一日

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月23日　国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影摘要
数値空中写真	40cm	平成29年	ＣＫＴ－2017－１Ｘ	大多喜	デジタル　133枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ－2017－１Ｘ	藤枝	〃　306枚

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	40cm相当	平成29年	ＣＫＴ－2017－１Ｘ	大多喜	235㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ－2017－１Ｘ	藤枝	453㎢

備考　空中写真の刊行日　平成30年４月24日